



きみびとん

Partnership and Familyship  
System of KIMITSU CITY

# 君津市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度

## 2024年4月1日スタート

君津市では、市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い、誰もが自分らしく輝ける社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。

### 君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。また、お二人にお子さんや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、大切なパートナーやご家族とともに人生を歩み、誰もが自分らしく輝けるよう市が応援するものです。

#### パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいいます。

#### ファミリーシップ

パートナーシップにある2人の者がそのいずれかの子その他市長が認める者を含め、家族として日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。

### 宣誓をしたらどうなるの？

お二人に宣誓証明書・証明カードを交付します。カードを提示することで、行政サービスや民間サービスの一部を、家族として手続きすることができます。※利用できる行政サービスは市ホームページでご覧いただけます。

### 宣誓証明カードのイメージ

Partnership and Familyship System of KIMITSU CITY		第	号		
パートナーシップ宣誓証明カード					
君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をしたことを証します。					
本人	パートナー				
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
年	月	日生	年	月	日生
年	月	日	君津市長		

## 宣誓要件

- 成年であること
- 双方または一方が君津市民、または、君津市へ転入予定であること
- 婚姻をしていないこと
- 他に同様の宣誓をしていないこと
- 民法で規定する結婚できない続柄(近親者等)でないこと
- ファミリーシップの関係に係る宣誓にあっては、双方または一方に子等がいること

## 宣誓の流れ

### ①宣誓日の予約

宣誓希望日の原則3営業日前(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)までに、電話または予約フォームにて予約してください。

市民生活課 市民相談室  
電話：0439-56-1395

#### 【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

予約フォーム



<https://logoform.jp/f/YdfWV>

### ②宣誓書の提出

予約した日時に必要書類を持って市民生活課 市民相談室までお越しください。

### ③宣誓証明書等の交付

#### 【双方又は一方が君津市民の場合】

「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を後日交付します。

宣誓書提出の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

#### 【君津市へ転入予定の場合】

「転入予定受付票」を交付します。

記入をした日から14日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを提出してください。その際に、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を交付します。

## 必要書類



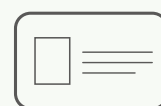
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書



住民票の写し



戸籍全部事項証明書など



運転免許証などの本人確認書類

※ お二人のうち、どちらも市内でお住まいでない場合は、転入予定であることが確認できる書類が必要です。

## お問合せ先

君津市 市民生活部 市民生活課

〒299-1192

君津市久保 2-13-1

TEL：0439-56-1395

FAX：0439-56-1629

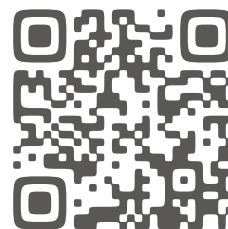
MAIL：jichi@city.kimitsu.lg.jp

詳細は市公式ホームページをご覧ください。

君津市 パートナーシップ・ファミリーシップ

検索

詳細はウェブで



<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/12/64091.html>